

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2003-508028(P2003-508028A)

【公表日】平成15年3月4日(2003.3.4)

【出願番号】特願2001-513995(P2001-513995)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
C 0 7 K	14/47	(2006.01)
C 0 7 K	16/18	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
C 1 2 P	21/08	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
A 6 1 K	31/7088	
A 6 1 K	39/395	E
A 6 1 K	39/395	T
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 P	35/00	
C 0 7 K	14/47	
C 0 7 K	16/18	
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	1/21	
C 1 2 P	21/08	
C 1 2 Q	1/02	
C 1 2 Q	1/68	A
G 0 1 N	33/15	Z
G 0 1 N	33/50	Z
G 0 1 N	33/53	D
C 1 2 N	5/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月27日(2007.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 (a) 試験試料中のA D A M 8 ポリペプチドの発現を検出すること、及び(b) コントロール試料と比較して該試験試料中のA D A M 8 ポリペプチドの高い発現が新生物性疾患の存在と相関していることを含む、診断方法。

【請求項2】 (a) 抗A D A M 8 抗体に結合させることによって試験試料中のA D A M 8 ポリペプチドを検出すること、及び(b) コントロール試料と比較して該試験試料中のA D A M 8 ポリペプチドの増加が新生物性疾患の存在と相関していることを含む、診断方法。

【請求項3】 前記抗体が検出可能に標識されている、請求項2に記載の方法。

【請求項4】 前記の組織細胞の試験試料が、新生物性疾患を有すると思われる個体から得たものである、請求項2に記載の方法。

【請求項5】 請求項2に記載の方法に従って用いる場合に、抗A D A M 8 抗体と担体を適切にパッケージ化して具備する診断用キット。

【請求項6】 さらに、新生物性組織又は炎症性組織を含有すると思われる試料中のA D A M 8 ポリペプチドの存在を検出するための前記抗体の使用についての指示書を具備する、請求項5に記載のキット。

【請求項7】 抗A D A M 8 抗体、抗A D A M 8 抗体断片又はアンチセンスポリヌクレオチドを含有してなる、A D A M 8 を過剰発現する新生物性細胞の成長を阻害するための薬剤。

【請求項8】 前記新生物性細胞には、乳房、肺、前立腺又は大腸の癌細胞が含まれる、請求項7に記載の薬剤。

【請求項9】 抗A D A M 8 抗体、抗A D A M 8 抗体断片又はアンチセンスポリヌクレオチドを含有してなる、炎症性疾患を治療するための薬剤。

【請求項10】 前記炎症性疾患には慢性炎症性疾患が含まれる、請求項9に記載の薬剤。

【請求項11】 前記慢性炎症性疾患が、アテローム性動脈硬化、関節リウマチ、炎症性腸疾患、炎症性皮膚疾患、サルコイドーシス、白血球接着不全又は多発性硬化症である、請求項10に記載の薬剤。

【請求項12】 前記炎症性腸疾患には、クローン病又は潰瘍性大腸炎が含まれる、請求項11に記載の薬剤。

【請求項13】 前記炎症性皮膚疾患には乾癬又は皮膚炎が含まれる、請求項11に記載の薬剤。

【請求項14】 前記の炎症の疾患には自己免疫性疾患が含まれる、請求項9に記載の薬剤。

【請求項15】 前記自己免疫性疾患には、関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、糖尿病、レイノー症候群、自己免疫性甲状腺炎、自己免疫性脳脊髄炎、自己免疫性溶血性貧血又はシェーグレン症候群が含まれる、請求項14に記載の薬剤。

【請求項16】 前記の炎症の疾患には、T-リンパ球及びサイトカインによって媒介される遅延型過敏症と関連している免疫応答が含まれる、請求項9に記載の薬剤。

【請求項17】 前記のT-リンパ球及びサイトカインによって媒介される遅延型過敏症と関連している免疫応答には、サルコイドーシス、多発性筋炎、肉芽腫症、血管炎、慢性閉塞性肺疾患(C O P D)、気管支炎、隣島炎、鼻炎、じんま疹、又は糸球体腎炎が含まれる、請求項16に記載の薬剤。

【請求項18】 前記の炎症の疾患には白血球血管外遊出を伴う疾患が含まれる、請求項9に記載の薬剤。

【請求項19】 前記の白血球血管外遊出を伴う疾患には、中枢神経系(C N S)炎症

性疾患、多臓器障害症候群、重症筋無力症、抗原-抗体複合体媒介性疾患、ネフローゼ症候群、悪性腫瘍、移植に関連した炎症、HIV、ライノウイルス感染又は肺線維症が含まれる、請求項18に記載の薬剤。

【請求項20】前記の炎症の疾患にはT細胞炎症反応が含まれる、請求項9に記載の薬剤。

【請求項21】前記T細胞炎症反応には、急性呼吸窮迫症候群、髄膜炎、脳炎又はブドウ膜炎が含まれる、請求項20に記載の薬剤。

【請求項22】有効量の抗ADAM8抗体、抗ADAM8抗体断片又はアンチセンス核酸を含有してなる、アレルギー性疾患の進行を抑制するための薬剤。

【請求項23】前記アレルギー性疾患には喘息、湿疹又は蕁麻疹が含まれる、請求項22に記載の薬剤。

【請求項24】前記抗体がモノクローナル抗体である、請求項7ないし23の何れか一に記載の薬剤。

【請求項25】前記抗体が二重特異性抗体である、請求項7ないし23の何れか一に記載の薬剤。

【請求項26】前記抗体断片がFv、Fab、Fab'、F(ab')₂断片からなる群から選択されるものである、請求項7ないし25の何れか一に記載の薬剤。

【請求項27】前記抗体ないし抗体断片が毒素とコンジュゲートしているものである、請求項7ないし26の何れか一に記載の薬剤。

【請求項28】前記抗体がヒト化抗体ないし抗体断片である、請求項7ないし27の何れか一に記載の薬剤。

【請求項29】(a)全RNA試料中のADAM8 mRNAを検出すること、及び
(b)コントロール試料と比較して該試験試料中のADAM8 mRNAの増加が新生物性疾患の存在と相關していることを含む、診断方法。

【請求項30】(a)全RNA試料中のADAM8 mRNAを検出すること、及び
(b)コントロール試料と比較して該試験試料中のADAM8 mRNAの増加が炎症の疾患の存在と相關していることを含む、診断方法。